

財務諸表に対する注記

1.重要な会計方針

(1)リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(2)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理方法は税込み方式を採用しています。

2.会計方針の変更

該当ありません。

3.担保に供している資産

該当ありません。

4.補助金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

該当ありません。

5.関連当事者との取引の内容

該当ありません。